



## 就労準備支援事業のご紹介

### ～千葉市・松戸市で実施していること～

(NPO)ユニバーサル就労ネットワーク  
ちば  
副理事長 平田智子

Copyright © 2018 Universal Work Network CHIBA

1

## NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば なりたち



社会福祉法人生活クラブ

- ・千葉県内に80ヶ所近くの事業所（高齢者介護・保育・児童養護・障害者（A・B型）・困窮者相談支援等）を持ち従業員数1600名の法人
- ・地域貢献の一環で「働きづらさを抱える人の就労支援」を自分たちの事業所に受け入れをして支援することからスタート（2006年～）
- ・ステップアップしながら働く「**ユニバーサル就労（中間的就労）**」の仕組みを構築。これまでに約100名が働いている。

生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業のモデルの一つとなる



NPO法人ユニバーサル就労  
ネットワークちば 設立

- ・ユニバーサル就労を社会福祉法人だけではなく、広く普及啓発していくために法人格を取得し千葉市中央区で事務所を設置。
- ・生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業（千葉市・松戸市）、ひきこもり相談事業（千葉市・浦安市）を受託
- ・県域でユニバーサル就労総合相談窓口を開設し、当事者・事業所支援を実施している。

# 私たちのビジョン



多くの人々が「その人なり」のはたらき方で社会参加できる  
ユニバーサルな地域社会作りに貢献します。

<そのために>

- ・私たちはさまざまな事情で働きづらさ・生きづらさを抱える人と社会との「かけ橋」を作ります。
- ・私たちはご本人自身が納得する「はたらき方」を決定できるよう、常に寄り添いながら伴走支援を行います。
- ・私たちは働きづらさを抱える人と一緒にはたらいている、今後一緒にはたらきたいと思っている会社を支援します。



“はたらく”=一般就労だけではない、人それぞれの自立の在り方



## ユニバーサル就労ネットワークちばの事業スキーム

⇒ビジョンを実現するために行っていること



### 行政からの受託事業

#### こわか・ひきこもり相談事業

- ・千葉市ひきこもり地域支援センター
- ・千葉市子ども・若者総合相談センター
- ・浦安市ひきこもり相談支援事業

#### 就労支援事業

- ・千葉市就労準備支援事業
- ・松戸市就労準備支援事業
- ・松戸市被保護者就労準備支援事業

### ユニバーサル就労支援センターちば

- ・受託事業以外の就労支援総合相談窓口
- 働きづらさを抱えるすべての就労相談※
- 風の村UWの外部支援団体としてUW支援※
- ・コンサルタント・普及事業
- 陸前高田市「ユニバーサルタウン構想」
- 鳥羽市「とばびと活躍プロジェクト」
- UW・就労支援関連の外部講師
- ・県内就労支援関係者ネットワーク会議
- ・広域型就労訓練事業説明会※

※有料職業紹介業を活用

⇒ユニバーサル就労支援センターちばの本格事業化に向けて、30年度は業務実績を積み上げる。 ※緑字は30年度限定



# ユニバーサル就労とは…

## <理念>

「はたらきたいのに、はたらきにくいすべての人」が働けるような仕組みを作ると同時に、誰にとっても働きやすく、働きがいのある職場環境づくりを目指していく取り組みです。

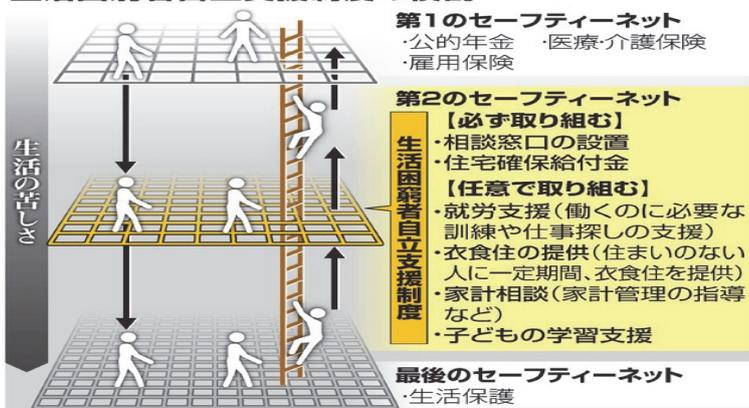
そして、より多くの人々が、その人なりの働き方で社会参加できるユニバーサルな地域社会づくりを目指しています。地域社会の中で、自分なりの働き方で「わたしたちは会社ではたらいています」と実感できるシステムです。

Copyright © 2018 Universal Work Network CHIBA

5

# 生活困窮者自立支援制度

## 生活困窮者自立支援制度の役割



※平成27年12月31日朝日新聞デジタルより抜粋

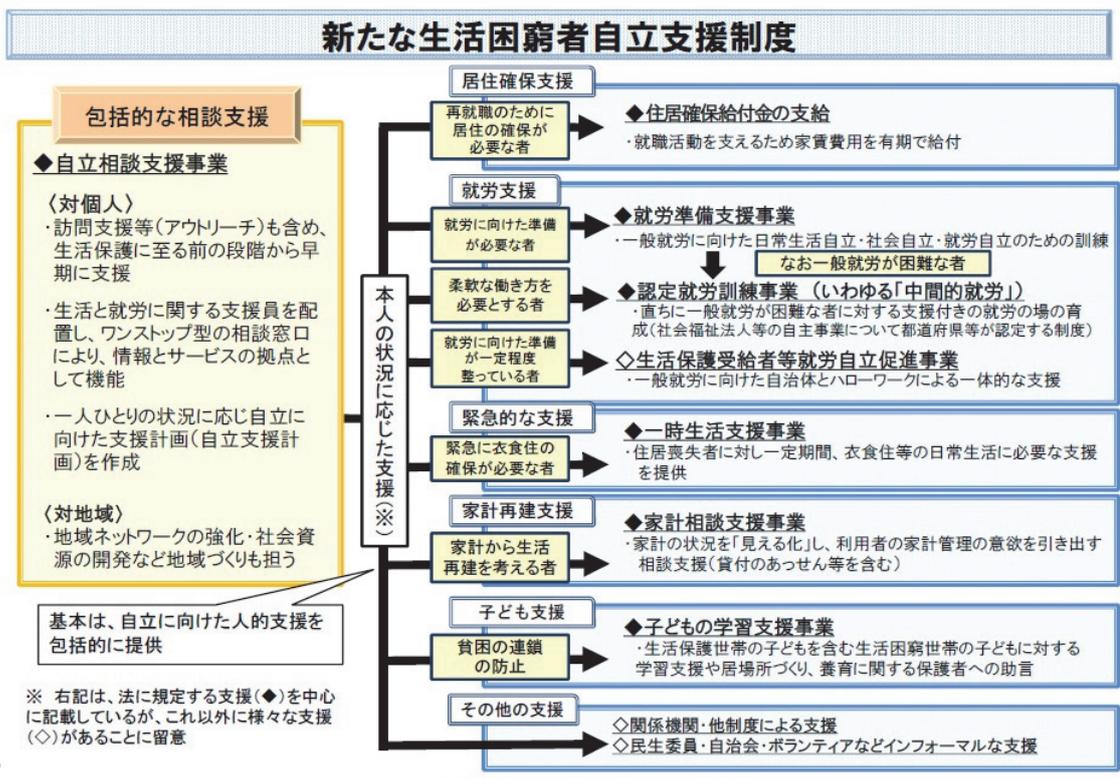
## <就労準備支援事業とは>

対象：様々な理由で長期間就労から遠ざかっている方や、日常生活や社会生活上の自立が不十分であるため、既存の就業紹介や職業訓練、求職者支援制度などの対象とはなりにくい方など

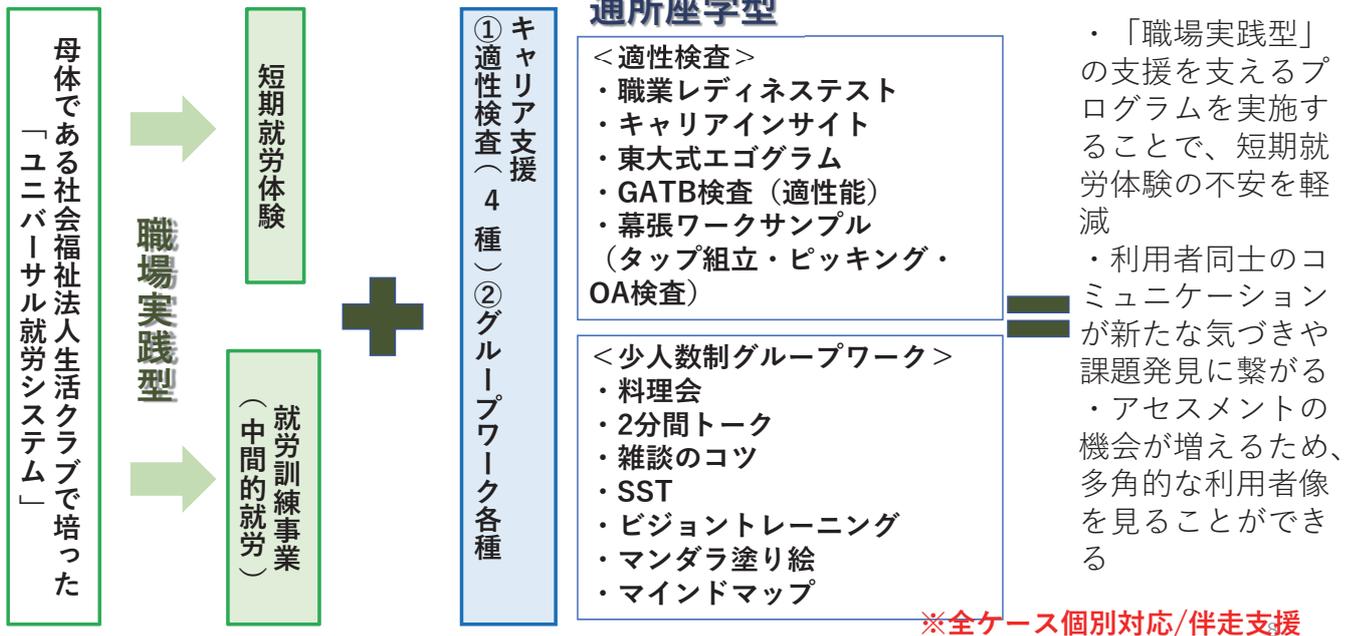
事業内容：一人ひとりの状況に応じて集中的・計画的に支援や訓練を行い、就労に必要な基礎能力の形成及び、就労意欲の喚起を図ることで、一般就労につなげることを目的としています。

具体的なプログラム内容は受託事業者によりさまざま。

# 参考



## 私たちが実施する就労準備支援事業の特徴 支援内容



# 就労準備支援事業の特徴 当事者像



28年度統計より

カテゴリ	生活困窮者	被保護者
年代	平均年齢30-40代（20代も少なくない） ※千葉市のほうが若年層メイン	平均年齢40-50代（60代も少なくない）
学歴	①高卒 ②専門卒	①高卒 ②中卒（高齢になればなるほど）
世帯	家族同居	単身（高齢になればなるほど）
疾患・障害	83%が有り（①精神疾患②身体疾患）	95%が有り（①精神疾患②身体疾患） ※重複した身体疾患
手帳の有無	50%が持っている	19%が持っている ※就労準備で発覚ケース多い
就労阻害要因	①疾患・障害②生育歴の問題②不登校・ひきこもり③人間関係の挫折	①疾患・障害②就活ノウハウの不足③人間関係での挫折③非合理的思い込み・歪み
孤立度	孤立もしくは家族のみとの繋がり：61%	孤立もしくは家族と絶縁、家族のみとの繋がりがり：60%
過去の就労歴	短期離転職を繰り返す	10年以上正社員歴あり

Copyright © 2018 Universal Work Network CHIBA

9



## アセスメント（当事者理解）の重要性



これまで就活をしてきたけど、半年もしないうちにやめることがほとんどでした。  
人間関係がうまくいかないんだけど、自分が甘えていたからだと思う。仕事の内容も自分にあっていなかった気がするの、自分ががんばればこの先も続けられます！  
なので、正社員を目指すための支援をお願いします！

（本人も気がついていないけど）  
相手の話している内容で、曖昧な表現は実はほとんど理解できていなかった。学校の成績も常に2-3あたりをウロウロしていて、親から叱責されて育っていた。他者からの評価を気にするため、前向きな姿勢をとってその場を凌ぐ癖がついている。何かしらの発達障害や軽度の知的障害の疑いがあるかもしれない。

Copyright © 2018 Universal Work Network CHIBA

10



## 働きづらさを解明する アセスメントの重要性

人間のすべてを理解することはできないが、可能な限り理解する努力をしよう！  
支援者はそのためのスキルを磨いていこう！

## つながりの弱さを補完する 「しっかりつなぐ」

こちらの支援が合わない場合は、合う支援機関を見つけるまでつきあう。  
見学や初回面談は同行をして、積極的に連携。情報提供の姿勢を出して確実に繋ぐ。

## 「就労準備支援事業」のアセスメント

### その人の働きづらい理由を徹底的に分析し、一緒に考える

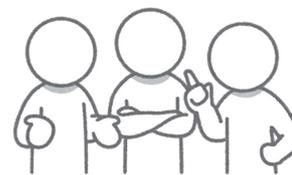
- ・ 離転職が続いたのはなぜか？
  - ・ 人間関係がうまくいかないのはなぜか？
  - ・ 本人の特性は何か？
- etc…

#### <アセスメントⅠ>

- ・ レディネステスト
- ・ GATB検査
- ・ 幕張ワークサンプル
- ・ 東大式エゴグラム

#### <アセスメントⅡ>

- ・ 相談（生育歴等の確認）
- ・ グループワークでの様子
- ・ 就労体験での様子
- ・ 他の支援機関での様子



・ こまめな面談を通して、本人と一緒に理由を考える。また、就労体験では外部の方からも意見をいただきながら**自己理解**を深める。

⇒ 「伴走」支援をするためには、初期段階で一緒に本人の自己理解を深めていくことが不可欠

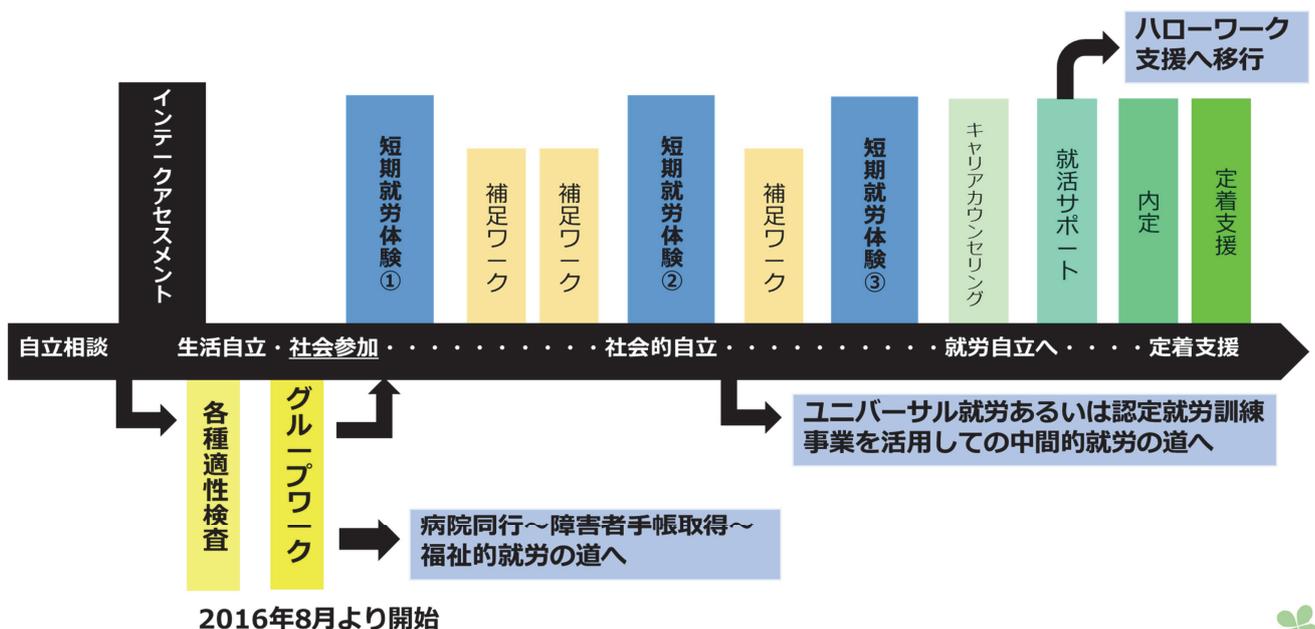
# 参考資料：職業適性検査の導入について

検査名	内容
職業レディネス・テスト (VRT)	自分の職業の興味関心の傾向を知る検査。検査結果をワークシートに書き込んでいくので、結果が分かりやすい。就労経験ない人や若者に。
キャリア・インサイト	上記の興味関心の検査と同時に、適性検査がある。就労経験がある人の振り返りとして、また過去の職業エピソードを掘り起こすツールとして。
幕張ワーク・サンプル (プラグ・タップ組み立て検査/OA検査/ピッキング (29年から))	本来は障害者職業センターで活用されるものだが、健常者でも利用が可能であることと、実際に作業しながら能力を見ることが出来る。自然観察法。GATBとのあわせ技で説得力が出る。
GATB検査 (一般職業適性検査)	9つの「適性能 (知的能力、言語能力、数理能力、書記的知覚、空間判断力、形態知覚、運動共応、指先の器用さ、手腕の器用さ)」を測定。客観的に能力を測ることができ、能力の差をはかりやすい。信頼度が高い。

- (1) 社会経験や就労経験が極端に少ないため、自己理解ができていない当事者が急増。何をやりたいのか、何に興味があるのか、自分はどこまでできるのかといったことをきちんと把握し、これからどうやって行動していく参考や支援方針を作成する指標として適性検査を導入した。
- (2) 松戸市では地域資源が乏しいため、こうした適性検査を常時実施している機関がないため、当事者、支援者双方からのニーズが高いため。
- (3) 知的・発達障害ボーダーと思われる当事者の増加



## 就労準備支援事業 支援フロー



# 事例 困窮制度から生活保護へ移行し、そのまま切り目なく支援を継続したことで中間的就労に結びついた



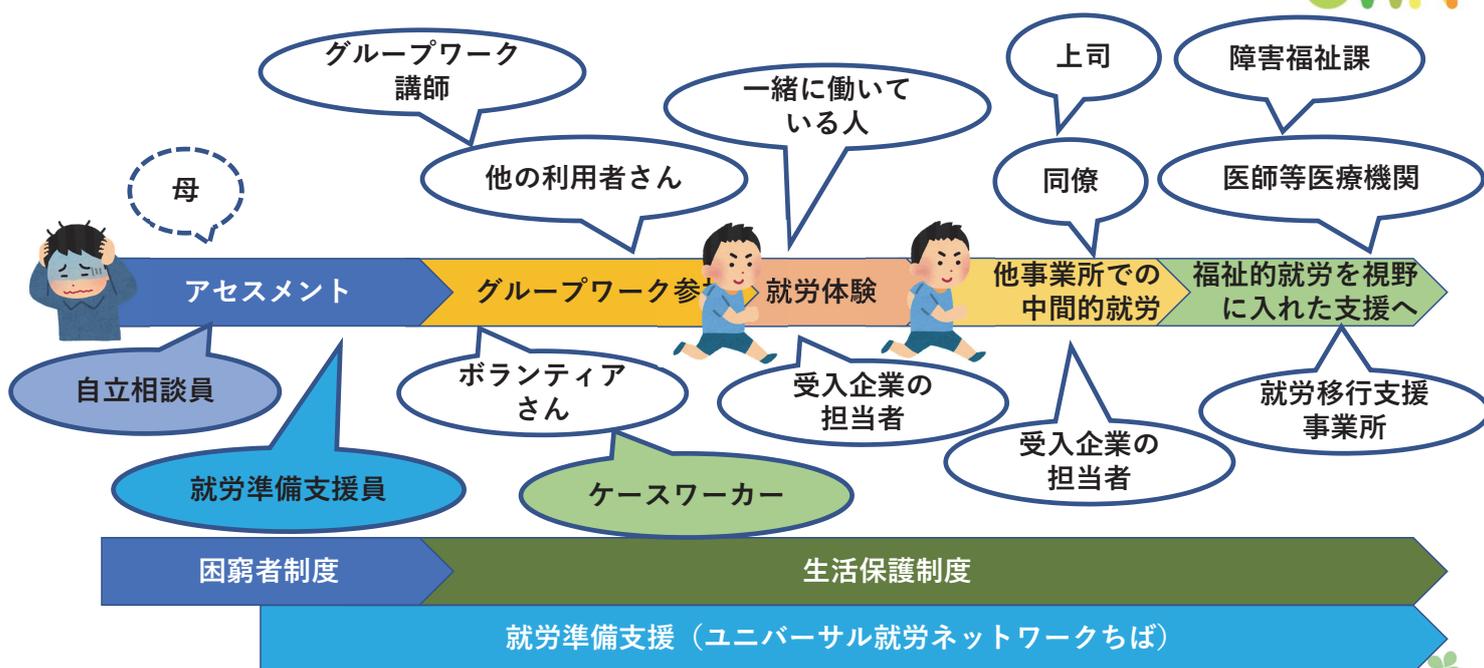
●Aさん 45歳・男性

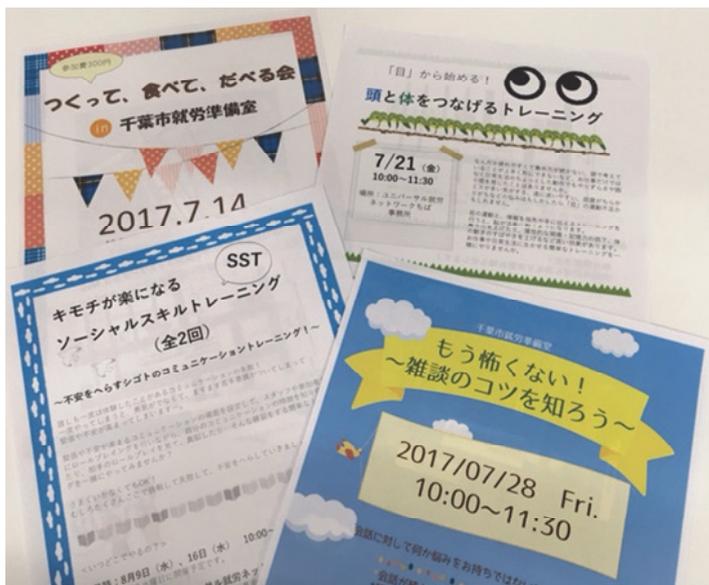


母親に連れられて自立相談に繋がる。高校中退してから引きこもり状態となり、28年間社会との関係性を絶って孤立していた。視線が合わない、質問とややずれた回答をするなど、気になる点が多かったが元々の障害なのか、引きこもり期間が長かったのか、初期段階では見立てが難しかった。就労準備に繋がってすぐに母が急死。身寄りがないため、单身となる。すぐの就労が難しいため、生活保護に繋がったものの、就労準備の支援はそのまま継続となった。



## Aさんの支援の流れと社会資源





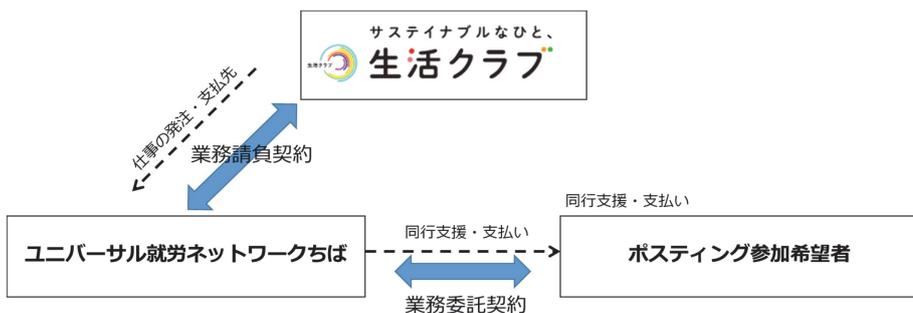
Copyright © 2018 Univ

# 報酬や交通費が出る仕事づくり



**○訓練の中で報酬や交通費が出る仕組みを始めたい！**

生活クラブ生協（虹の街）センター松戸より  
 ポスティングの業務委託を受け、2017年6月からスタート



- ▶▶2週に1回のペース
  - ▶▶1回あたり200枚/2時間
  - ▶▶チラシ2円+交通費(450円)
- 折作業は+0.5円

※交通費を別途支給することで困窮事業利用者には参加ハードルが下がる



※松戸エリアで試行的に実施、将来的には広域で展開したい

# チャンス創造ファンド（交通費基金）



## ○支援を受けるための交通費を給付したい！

### 平成28年度「チャンス創造ファンド」を設立

▶平成29年度より千葉市・松戸市の就労準備利用者に対して給付を開始すべく、現在モデルケースにて実証実験中

▶合わせて一般市民をターゲットとした寄付活動を秋口より本格稼働予定

#### <支給内容>

- ・ 支援に関する交通費（相談、就労体験当）
- ・ 就職活動にかかる交通費
- ・ 初任給が出るまでの交通費
- ・ その他、履歴書や写真撮影費等、必要と認められる経費

- 申請は自立相談員・就労準備支援員と計画書を作成し、それにそった金額申請をしてもらうことが前提（伴走支援が前提）

## 交通費を支給する取組について



### アドボカシーの 第一歩として

○ 就労支援において、就労準備支援事業や就労訓練事業へ通う場合や、ハローワークにおける求職活動や面接会へ参加する場合の交通費は、事業費の対象外となっているところ。

○ しかし、社会福祉法人やNPOなどの民間団体や自治体においては、独自の財源を活用し、就労支援のための交通費の支給を実施している。これにより、利用者が継続的に支援が受けられるように配慮を行っている。

※ なお、就労準備支援事業所が就労体験先に謝金（公費の対象）を支払い、事業所の好意で、利用者に対して通所のための交通費を支払うという事例も存在している。

#### ◆社会福祉協議会（大阪府、三重県など）

- 社会福祉法人の地域貢献活動の取組として、急迫した困窮状態の者に対する経済的援助の一環として、就労支援に必要な交通費（ハローワークへの通所や面接を受ける場合等）の支給を実施している。
- 市町村社協を経由して支給申請を行っており、緊急支援として実施するため、迅速な支給決定が可能。

#### ◆NPO法人 ユニバーサル就労ネットワークちば

- 平成28年4月より、「中央ろうきん若者応援ファンド」の助成を受けて、「チャンス創造ファンド」を設立し、平成29年より就労準備支援事業の利用者（年齢は15歳～約40歳の若年層）を対象に、モデル的に交通費の支給を実施。
- 給付範囲は、就労体験など準備のメニューを利用するために事業所に通う場合やハローワークへの通所、採用面接や説明会に行く交通費、さらに働き始めてから初任給が出るまでの期間の通勤費などとしている。

#### ◆神戸市

- 就労準備支援事業・子どもの学習支援事業・認定就労訓練事業の利用者を対象として、1か月あたり15,000円を上限として交通費の支給を行っている。（財源は市の単独経費）
- 対象者は、市に対して補助金の交付申請書を提出し、支給決定を受ける必要がある。支給期間は、自立相談支援機関が作成したプランに定める支援期間が終了するまでとし、延長支給も可能。

# 就労準備支援事業の特徴 被保護者との一体的支援のメリット（松戸）



## （1）切れ目のない支援ができる



▶生活保護受給者で多いのは「単身」「孤立」「疾患・障害」  
…長期間、この状態にしていくことで社会との接点が減っていく。数年後に支援に繋がったとしても、そこから「社会参加」の壁はかなり高いものになっており、松戸市ではケースが動き始める（グループワークや就労体験に参加する）のに平均で6ヶ月（困窮利用者の倍）かかり、困窮制度利用者と大きく状態像が異なる。

▶一体的に実施することで、孤立化を防止し、支援を切れ目なく実施することは結果的に本人の社会復帰・あるいは将来に対しての自己決定を早期に実現することができる。



# 就労準備支援事業の特徴 被保護者との一体的支援のメリット（松戸）



## （2）多様な人との交流が生まれる（グループワークの効果が高まる）



- ▶被保護者の利用者平均年齢は40-50代、60代も少なくない
- ▶困窮の利用者平均年齢は30-40代、20代も少なくない

○それぞれの立場（支援者、利用者、若者、高齢、被保護者…）を超えて、教えたり教えられたりの関係性が横のつながりを生み、結果的に支援が大きく動く（「自己効力・効用感」）

○2017年5月より有償ボランティアさん（松戸）2名が入り、さらに多様なメンバー構成に！

松戸にあるシェアハウス「みかんハウス」（常盤平）1階のキッチンスペースを地域のために開放しているため、料理会もアットホームな雰囲気で開催。木の香りで緊張気味の利用者さんもリラックス

→常連メンバーは就労体験に移行、就労、福祉就労等何らかのステップを進めている。



# 2016.7/13 松戸市中間的就労説明会



## 「中間的就労」導入説明会

～人材確保のひとつとして「中間的就労」を導入しませんか？～

**開催日**  
7月13日(水) 13:30～17:00  
7月14日(木) 13:30～17:00

**介護・保育・児童・学童・清掃等 事業所向け**  
**物流・工事・販売・保安等 事業所向け**

**会場**  
松戸商工会議所 4階 中会議室

**共催** 松戸市・NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば  
**後援** 松戸商工会議所・松戸市社会福祉協議会

日本の労働力の減少は、今後の高齢化社会、少子化を背景に一気に加速すると考えられ、2060年には人口が9000万人を割り込み、65歳以上が人口の1/4を超えるとの推計データ（総務省統計局人口推計（2015年6月1日現在推計））も出されており、人材確保などの業界にとっても喫緊の課題となっており、本業の競争力に多様な働き方の導入が推されています。

本説明会では多様な働き方のひとつである「中間的就労」を導入することにより、より多くの人々に労働の機会を与え、職場にとっては人材確保の助となる手法をご紹介したいと思います。

また、「中間的就労」は現在、日本における雇用対策の中心として「生活困窮者自立支援制度」の「就労訓練事業」と位置づけられており、長期プランなどで働く機会を失っている方が再度就労する機会提供として全国的に注目されており、松戸市においても導入が進められています。

ぜひ、この機会に「中間的就労」を知っていただき、導入をご検討いただければ幸いです。

**中間的就労とは…**  
中間的就労は、様々な事業を扱え、すくなく一般就労が難しい方々のための就労ステップのひとつとして捉えられています。近年は「人材確保の手法」「支援つき就労」という形で、多くの事業所で「働き方」として導入されています。

**<千歳での事例：NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちばが推進する中間的就労のモデル>**  
希望者すぐに「雇用」するのではなく、まずは実習期間（無償コミューター）や研修を兼ねながら（有償コミューター）マッチングを行います。各段階において、支援団体と一緒に「支援計画書」を作成し、一定程度のレベルに達した段階で「雇用」へと進みます。雇用の段階でも、「職員保障職員」「一般職員」という段階を設定し、スキルアップとともに事業所の賃金規定に合わせた雇用へと進みます。



上記の中間的就労は「認定就労訓練事業所」として自治体から認定を受けた事業所が活用することができます。また、認定を受けた一部の事業所（社会福祉法人等）は税制上の優遇措置などが受けられます。また、導入や支援にあたっては、支援団体が本人、受け入れ事業所のサポートを実施いたします。

説明会では、中間的就労の仕組みの詳細や、各分野で既に導入を進められている事業所や、様々な事情を抱えた方々を積極的に雇用されている事業所の方々に事例紹介をしていただきながら、具体的な導入イメージを持っていただきたいと思います。ぜひ、この機会に参加ください！

※参考 就労訓練事業に関するパンフレットは以下、厚生労働省のホームページ（下欄）からダウンロードできます。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/punrya/0000073432.html>

※プログラムは講師の都合により、変更になる可能性があります。予めご了承ください。

7月13日(水)、14日(木) 共通プログラム	
時間	内容
13:00～13:30	受付
13:30～13:40	開会挨拶
13:40～14:00	「生活困窮者自立支援制度と松戸市の求職者の状況について」
14:00～15:20	「中間的就労の仕組みと導入に向けて」
15:20～15:35	休憩・会場移動・スライドショー上映
15:35～16:30	7月13日(水) / 7月14日(木) 分科会
16:30～16:40	閉会挨拶(各分科会会場にて)

**<会場案内>**

**<本説明会に関するお問い合わせ先>**  
NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 松戸市就労準備支援室  
担当 高塚・柴山  
TEL 047-712-0135 Mail info@uwnchiba.net  
住所 松戸市根木 330-2 モリゼンビル 506  
<松戸市担当>  
松戸市福祉長寿部生活支援課  
生活困窮者担当 047-366-7349

**お申し込みは別紙のお申込用紙を FAX でお送りください！**  
FAX 047-701-5304 (松戸市就労準備支援室宛)

※定員になり次第、締め切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

●業界別に分科会をもうけて事例紹介を実施し、2日間に分けて開催

●集客は新規事業所開拓を狙うため、帝国データバンクでリストを購入。松戸市のみならず、東京を含めた通勤圏に配布

→ハローワークなどからリストがもらえれば尚良かった。

# 松戸市中間的就労説明会



- 新しくコンタクトできた事業所が25カ所、うち、導入を具体的に検討したい、興味があると回答した事業所が20ヶ所と、前向きに検討していただける事業所が多かった。業界としては介護が多い。
- 当日は支援機関の方々にもご参加いただき、就労訓練事業の理解を深めていただき、総参加者数は89名

## 中間的就労受け入れのメリット

### ①社内でのメンタルヘルス対策の手法を学べる

段階的な就労ステップを踏んでいく「中間的就労」という働き方を導入することで、万が一、社内でメンタルヘルスの問題が出てきた際にも柔軟に対応することができ、離職者を防ぐことができる。短期就労体験はその第一歩のステップ。

### ②新たな採用システムの一つとして導入できる

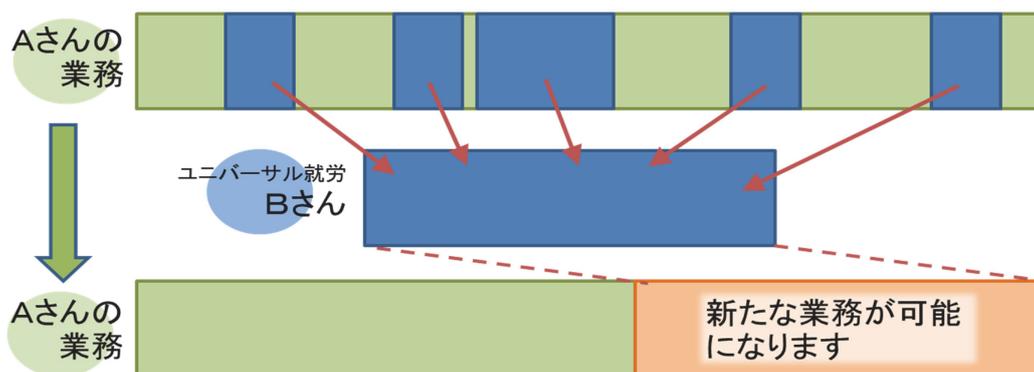
職場体験など実際に業務に入り、仕事の適性を見ることがができるため、一般で採用するよりもミスマッチを防ぐことができる。



## 中間的就労受け入れのメリット

### ③事業所内での業務効率化

現在行っている業務を整理し、体験用の業務を作り出すことにより、業務効率化を図ることができる。



## 社会貢献や善意だけではなく 会社にとってプラスになる方向性で 導入を検討してほしい

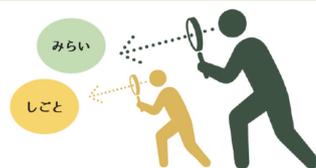


## 参考：ひきこもり状態にある人への アプローチ（追加資料）



○民生委員の皆さんに事業を理解していただき、本人に渡せるようなチラシを配布（松戸市）⇒訪問活動に繋がっている

あなたの「はたらきたい」を  
一緒に考えます  
～松戸市就労準備支援室のご案内～



- しごとをはじめたいけど、何からはじめていいかわからない！
- いきなりのハローワークは抵抗がある！
- よくあるグループワークにいきなりの参加はしんどい！
- ひとりでは身動きできない！
- じつはひきこもり期間が長くて、すべてにおいて不安！

■■■■個別相談・伴走支援■■■■  
あなたの課題やニーズを整理し、オーダーメイドの  
プランで就労までの準備を行います。

047-712-0135  
info@uwnchiba.net

松戸市就労準備支援室では、松戸市自立相談支援センターと連携して就職活動に向かうまでの準備をお手伝いしています。利用にあたって松戸市自立相談支援センターへの登録が必須となりますが、まずは一度お話を聞かせていただき、あなたにベストな方法を一括にさせていただきます。(対象年齢は15-64歳までとなっております。)

＜支援の流れ＞  
まずは相談をしながら、どういう準備をしていくのか計画を立てて、こまめに振り返りをしながら一歩ずつ「はたらく」に向けて動いていきます。

○前向き検査（何をやらたいの？）  
何ができるの？を把握  
キャリアアドバイザー、GAT188検査、職業ワークサンプ  
ルなど多様な検査を用意

○少人数のグループワーク  
「はたらく」に向けて前向きな態度  
を持っていくワークが中心です。少人数  
で参加していきましょう。  
例：料理会、セッションヒーリング

○就労体験  
松戸市近郊の協力事業所さんでの就労体験。働くイメージを取り戻して、ネット  
ワークアップ、実体で理解しつづける体験です。業務の事業所に行くこと  
も可能です。あなたの状況や課題に合わせてコーディネートしていきます。ま  
ずは就労体験を目標にスタートする方が多いです。

○就職活動準備  
履歴書や職務経歴書の準備、面接練習などを行います。また、ハローワークや  
就労支援機関にも一緒に見学しながら、どうやって就職活動していくのか  
を一緒に考え、計画を立てていきます。必要に応じて面接練習などの個別ワ  
ークを実施していきます。

○定着支援  
就職が決まってからが本当のスタート。支援をいきなり終わりにするのはな  
く、安定的にまで働き続けられる環境を作ります。お悩みの相談はいつでも  
受け付けています。(info@uwnchiba.net)

相談は予約制で、支援は完全個別対応  
になります。まずはご連絡ください！  
TEL 047-712-0135 (平日8:30-17:30)  
※休日の緊急連絡先は047-712-0135 (土日祝日)

＜民生委員さんから＞  
・2-3件ひきこもりの家を知っているが、アプ  
ローチをしたら余計こじれるのではと思って、  
何もしてこなかったが、こういうのを渡してい  
いのか？  
⇒近所の関係もあるので、無理はしないでほし  
い。対面で難しい場合はポストインでも良いか  
もしれない。お話できる関係性であれば直接お  
話してほしい。



# 参考：ひきこもり状態にある人へのアプローチ（追加資料）

○地域にあるひきこもりの支援を実施している支援機関、親の会、精神障害の親の会、不登校支援の会、市議員等多様なメンバーが集まって「ひきこもりネットワーク」としての活動開始（松戸市）

⇒「ひきこもり支援」を軸とした「支援の見える化」を行っていき情報が届いていない人へのアプローチを開始する予定

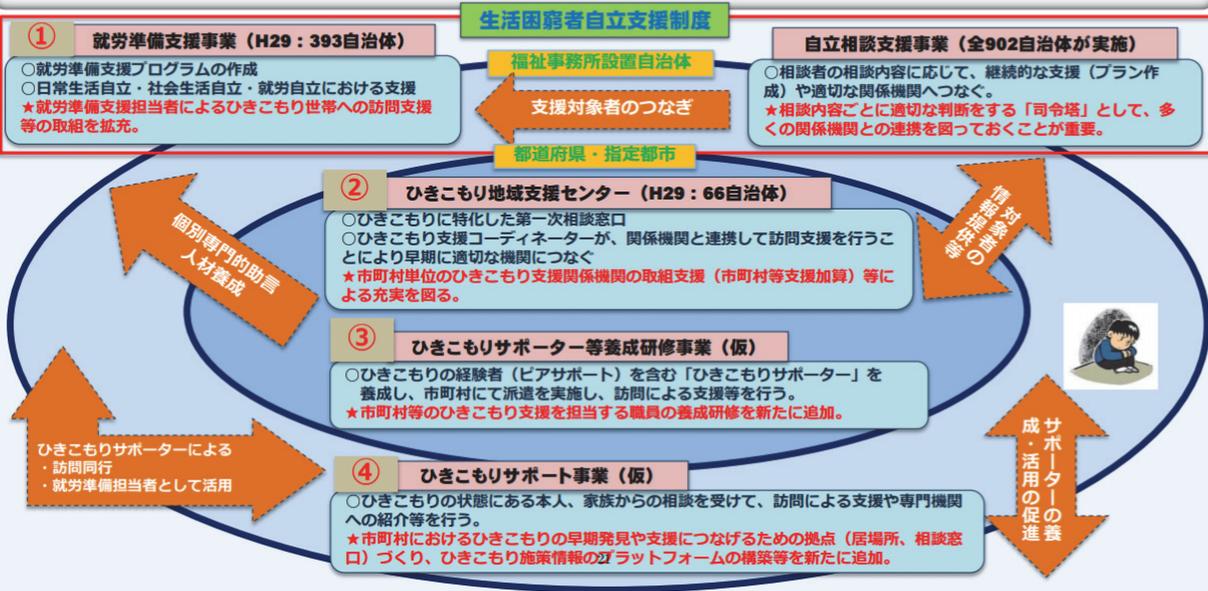
★行政がまだ「ひきこもり支援」に対しての動きが縦割り（障害福祉、生活支援、高齢者支援に分かれている）になっているため、民間での動きが始まっている。共通しているのは「問題が複合的になっているので1ヶ所の支援機関では無理がある！」



## 5. 就労準備支援・ひきこもり支援の充実

((1)地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業/(2)ひきこもり対策推進事業の強化)

- ◇ 30年度予算案において、福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実させるとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



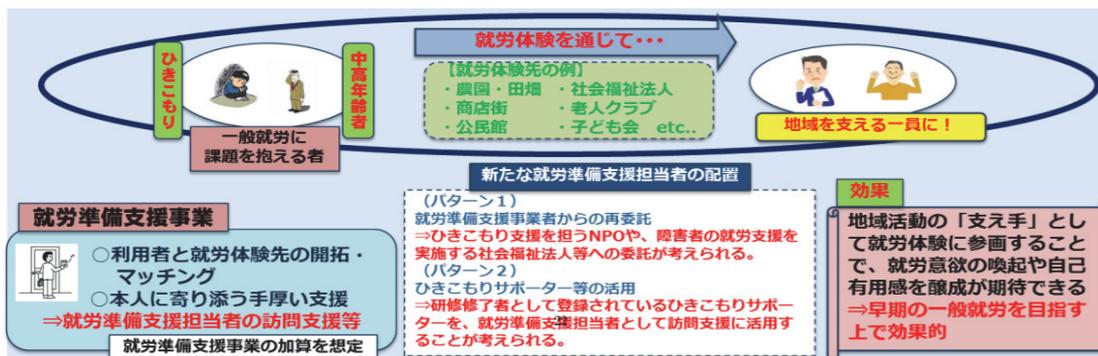
## (1) 地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業

平成30年度予算額（案）：5.8億円（うち困窮分3.3億円）

- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

**対象経費** ◇地域における就労体験先の開拓・マッチング ◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費

**補助率** 2/3



私たちは...

多くの人が「その人なり」のはたらき方で

社会参加できる

ユニバーサルな地域社会作りに貢献します。



ご清聴  
 ありがとうございました





# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

## 1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

## 2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

## 3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

## 4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

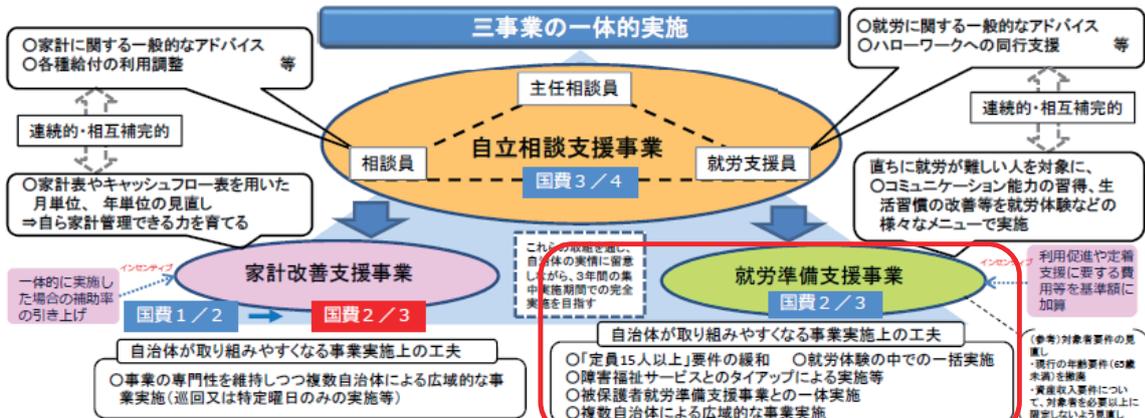
・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。

② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。

③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。

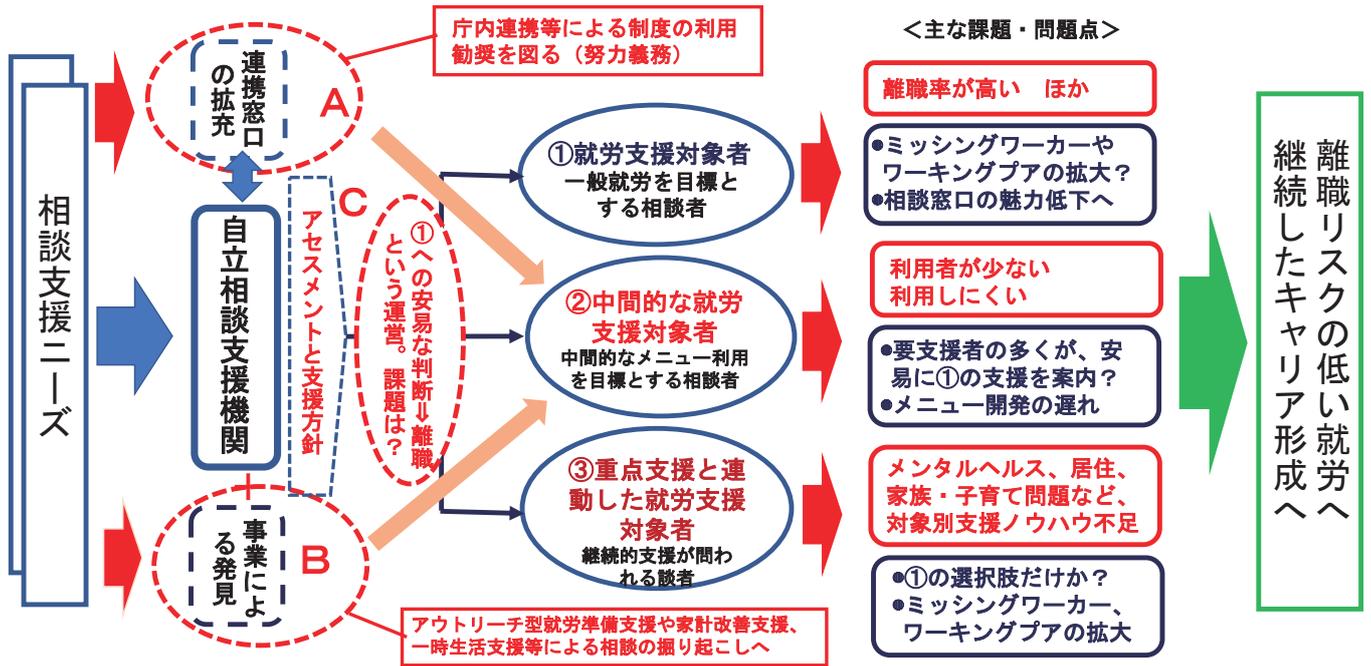


## 5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

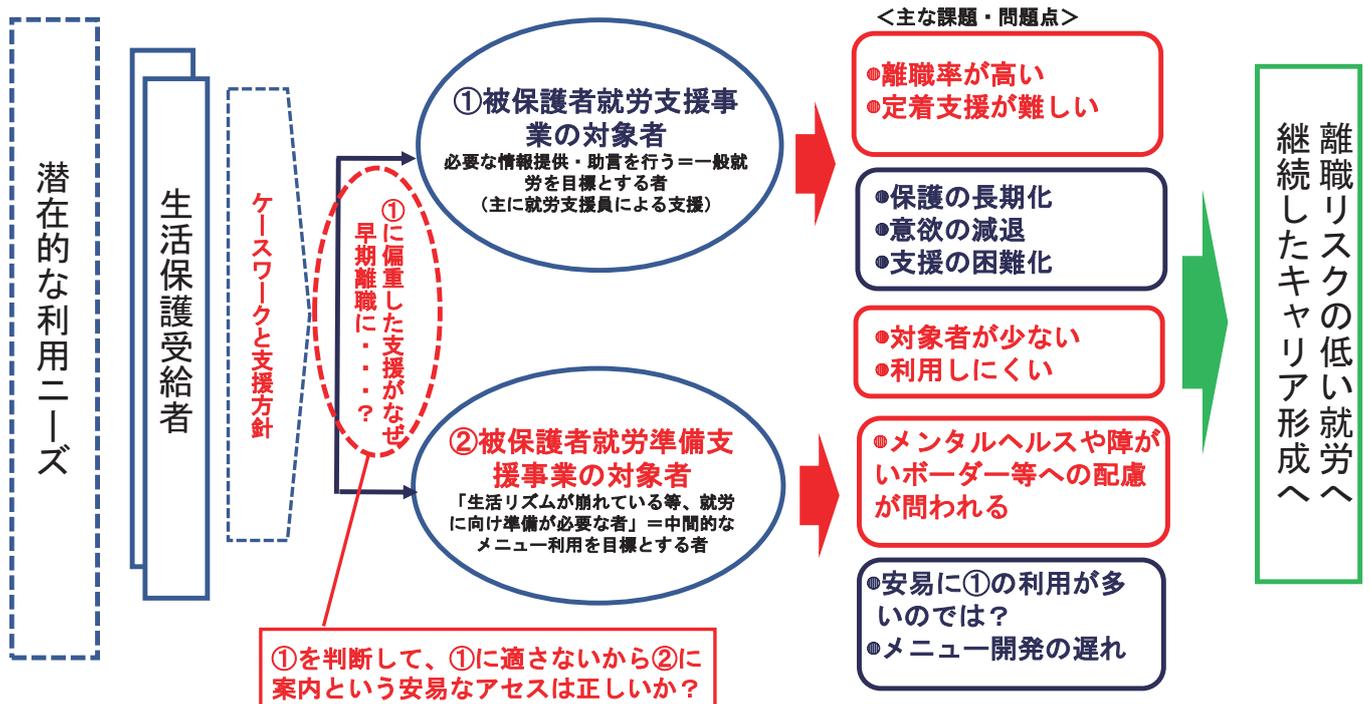
・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)

・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

# 就労準備支援等を利用した相談支援の仕組みと課題



# 生活保護における就労準備支援と課題



# 就労準備支援を利用した相談支援が進まない課題①

※就労準備支援や就労訓練等を利用した相談支援が進んでいない。雇用システムの利用に至らない「ニート・ひきこもり」「シニア層や女性、障がい者等の高い就労希望」「心の不調や疾患の増加」など、潜在的な相談ニーズは拡大しているが、なぜ相談の利用、就労準備支援等の利用は進まないのか？



# 就労支援って？何を支援するのか 課題②

※就労の相談支援において、①聞き取り・理解すべきこと、②就労支援の対象者像、悩み・課題を整理し、③適した支援メニュー（処方）を提示すること、④支援を推進すること、が問われている。

【生活困窮者自立支援をめぐる主に議論されたこと】

図1 所得分布の変化

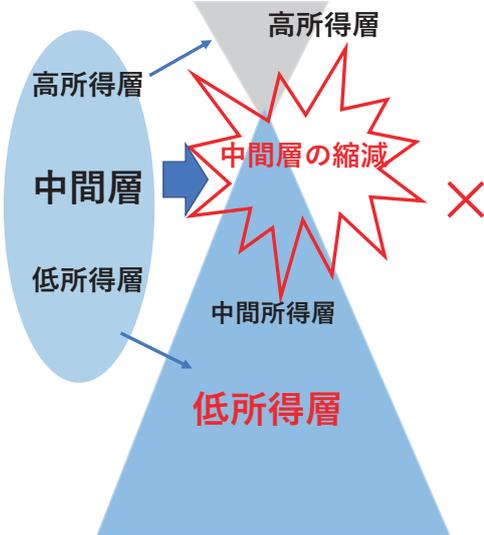
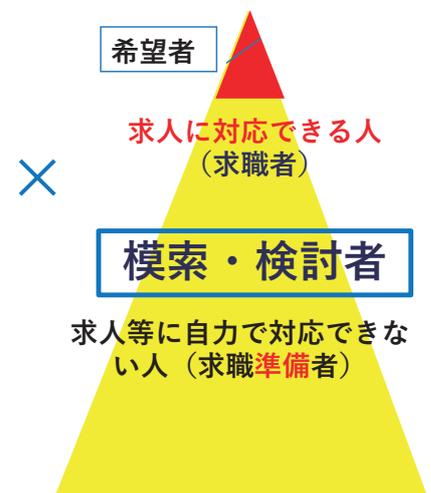


図2 多様・多重化する困難

- 心身の不調
- 知識や技能の習得機会の欠如
- 家族の問題
- 家計の破たん
- 「判断能力の不十分」による生活困難
- 就労困難・就労継続不安
- 将来展望の喪失など
- 福祉医療保健・教育等の公的サービス利用の拡大＝給付等の拡大

図3 キャリアの「模索・検討者」（求職準備者）の課題？対応した支援は？・・・



求人等に自力で対応できない人（求職準備者）

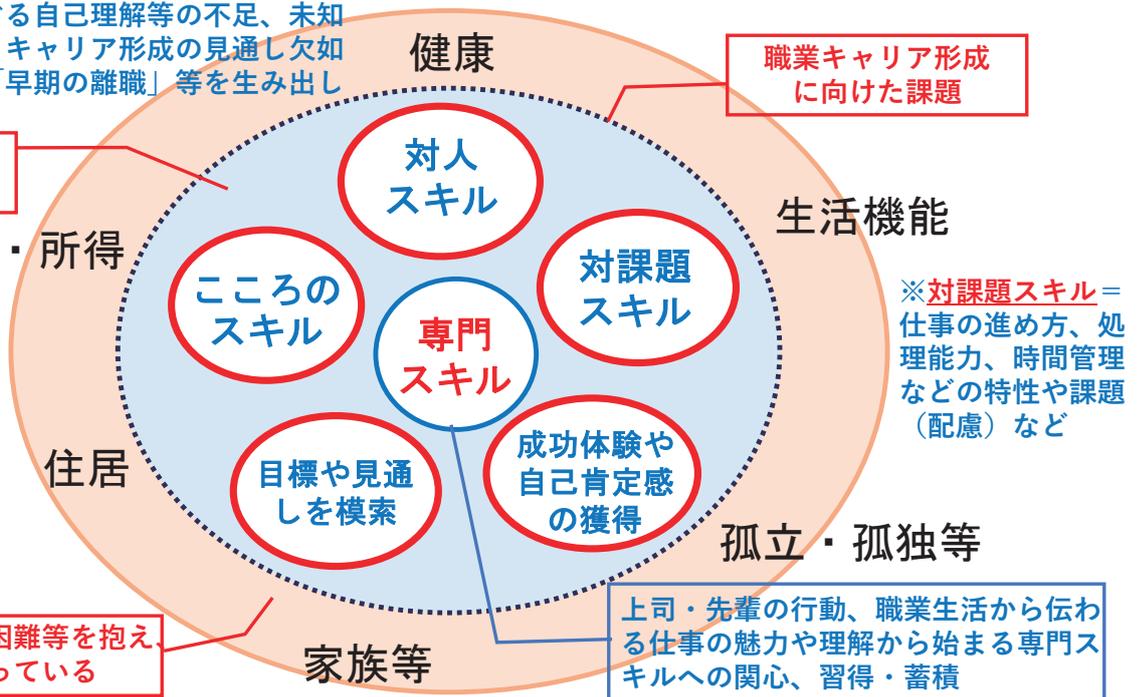
# キャリアの模索・検討者（求職準備者）の悩み・課題

◆「就労の基礎」をめぐる自己理解等の不足、未知なる働く現場への不安、キャリア形成の見通し欠如が、「一歩が出ない」「早期の離職」等を生み出している。

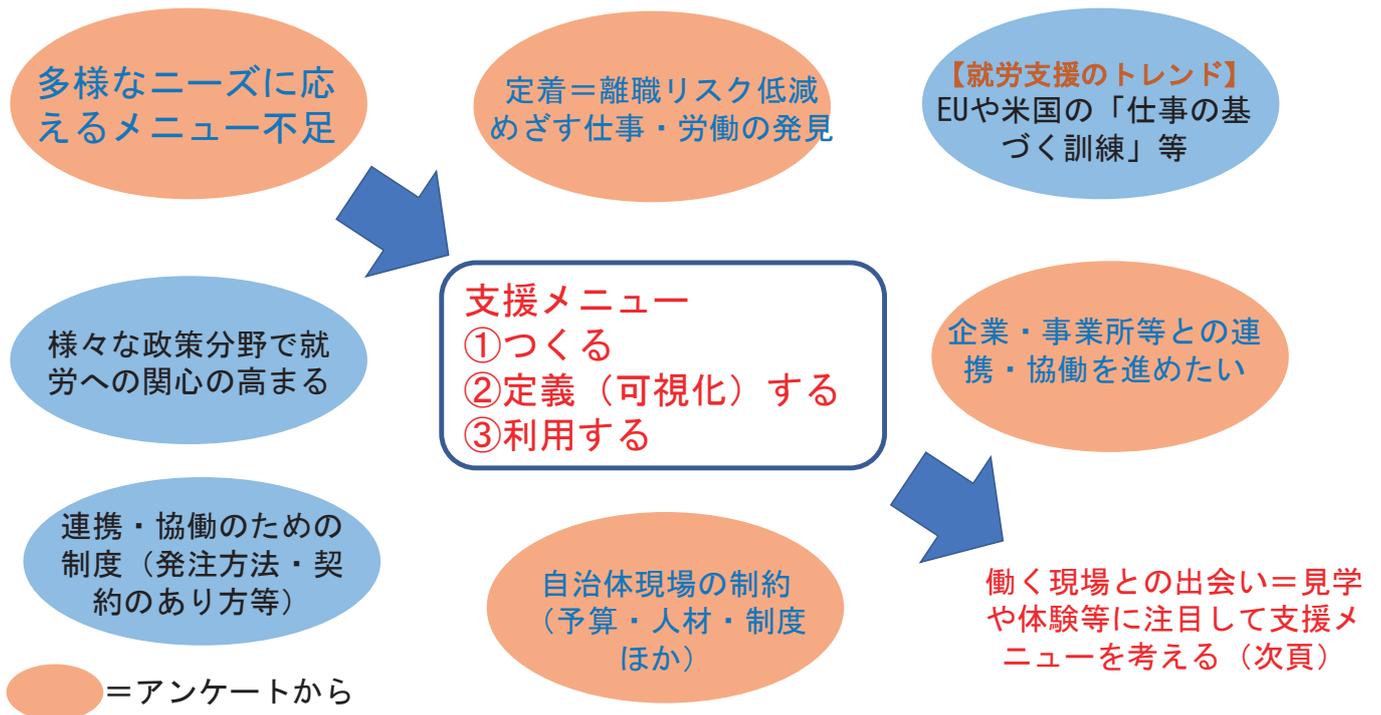
専門スキルを囲む円は「就労の基礎」

※対人スキル=人とかわかる力や特性。コミュニケーションの特性や課題（配慮）など  
 ※こころのスキル=自己コントロールスキルやこころの特性や不調等の課題や対応力（配慮）など

多様な生活課題や困難等を抱え判断能力が弱くなっている

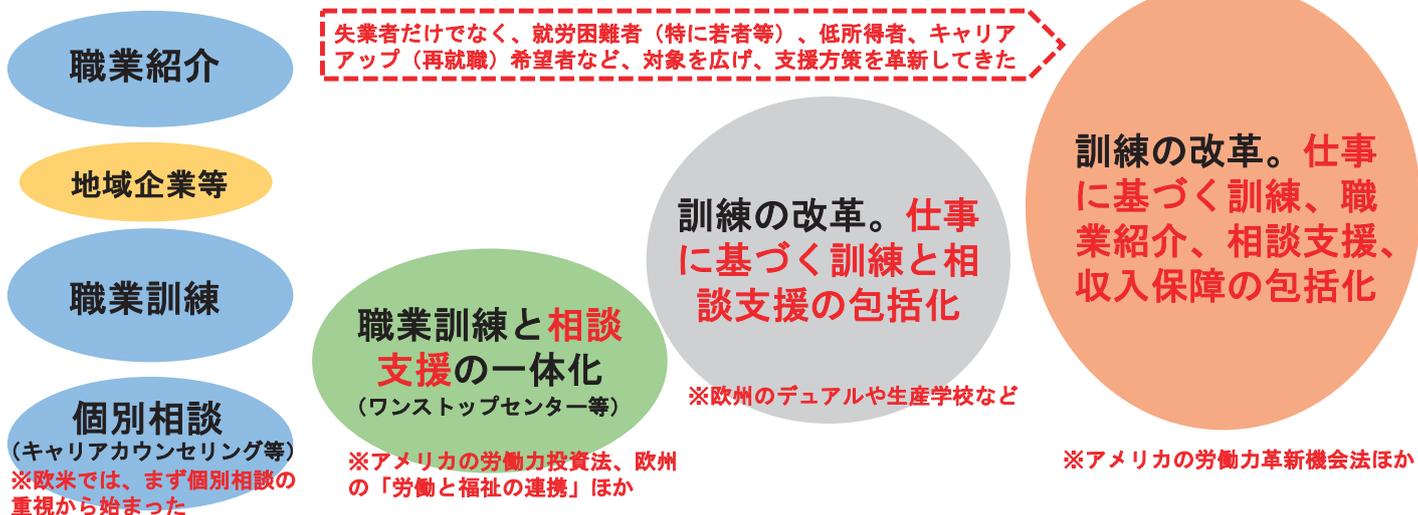


## 就労支援、就労準備支援等への期待と課題③



# 「仕事に基づく訓練・支援」のトレンド

EUや米国では、失業の増加（特に若者）や就労困難者の増加に対応して、新しい試みを進めている。①個別相談の重視や訓練の改善、そして②相談と訓練の一体実施、さらに③「仕事に基づく訓練」（訓練付き就労）、④相談や訓練と職業紹介の一体化という方向である。企業も、求職者を募集するだけでなく、相談支援と連携し、訓練（求職準備者の）段階から「OJTの活用」による人材開発を分担。支援機関と企業が共同して、人材（労働力）の訓練と動き（移り）やすい仕組みを試みている。



## 就労準備に期待される主な支援メニュー（例）

	メニューの目的、期待する効果
①スキルトレーニング（実務・座学）（集合型・個別）	●めざす目標を絞る段階 ●業種職種の選好段階 ●準備初期段階「就労の基礎」スキル ○制度の利用勧奨の手段（相談掘り起こし）
②職場見学・企業見学等	●めざす目標をさがす・絞る段階 ●業種職種の選好段階 ●キャリアラダー（広義）のスタート ○制度の利用勧奨（相談掘り起こし）
③アセスとしての就労体験	●自己理解、主訴の整理（意欲喚起） ●包括的相談支援の見極め 相談支援者に近い（安心度の高い）体験（庁内実習等） ○他機関への提供
④意欲喚起としての就労体験	●相談における信頼関係がベースとなる「守られた体験」 ●仕事・労働の理解 ●自己肯定感の獲得、主訴の整理（意欲喚起）
⑤就労体験・企業実習・インターシップ等	●自己肯定感の獲得、主訴の整理（意欲喚起） ●包括的相談支援の見極め ●「就労の基礎」の特性理解・訓練等 ○制度の利用勧奨の手段（相談掘り起こし・他機関連携等） ○他機関への提供
⑥求人つき就労体験	●求職準備者から求職者へ移行（キャリアラダー（狭義）のスタート） ※無料職業紹介の活用
⑦支援つき短期バイト（ステップバイト等）、超短時間雇用ほか	●さまざまな雇用による（狭義）キャリアラダーのスタート ●制度の利用勧奨の手段（相談掘り起こし・他機関連携等） ○次のラダーの準備期（ケースによる長短あり） ※無料職業紹介の活用
⑧サロン・居場所・OB会OG会等	●就労への関心（②～⑥）の入口として ●③～⑥のフォローアップ（ふりかえり）の場 ※他の連携機関・団体によるメニュー利用もあり

# 支援メニューの見える化の試み 就労体験シート（見本）

しごと体験等プログラム・シート

問い合わせ先： \_\_\_\_\_ シート作成： 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

1 体験プログラムの魅力 (A) **プログラム実施担当からひとこと**

\_\_\_\_\_

2 体験プログラムの内容 (B)

例えば

作業1～3、5      作業4、6～7      作業8～13

3 体験プログラムの特徴 **相談支援員の一押しコメント**

「働く」が楽しめる体力・健康、生活習慣の自己チェックが出来ます (B)

\_\_\_\_\_

職場の上昇や同僚、お実親との接し方のトレーニングが出来ます (C)

\_\_\_\_\_

仕事の段取り、優先順位のつけ方の自己チェックやトレーニングが出来ます (D)

\_\_\_\_\_

職場で感じる喜怒哀楽とうまく付き合える自分の自己チェックやトレーニングが出来ます (E)

\_\_\_\_\_

心身の体験・見学の際のステップ、用語や配慮などを一緒に見渡します (F)

\_\_\_\_\_

就労体験シート

しごと支援課

インターンシップ・シート デイサービスセンター 資料 2-6

問い合わせ：しごと支援課 シート作成日：平成30年10月10日

自宅で暮らすお年寄りとお家族を支える仕事をサポートしませんか

1 インターンシップ受の仕事を難か〜あさび〜からひとこと

デイサービスやショートステイという介護サービスは、「自分の家で暮らしたい」というお年寄りの願いに応える介護サービスです。半數のお年寄り、却てか時間をご小さなデイサービスセンターを、市内に3か所開設しています。お年寄りとお家族を支えるスタッフをサポートしながら、介護の現場を体験するインターンシップです。

2 インターンシップの内容

デイサービスの配膳準備で、「食」に関わる仕事への第一歩を踏みだそう！

<ポイント>

- 利用者が10名程度の小さなデイサービスで、配膳センターから届けられた食料を直し、瀬戸物の器に盛りつけ、配膳し、食後に食器を洗って片付ける仕事です。
- 「食」に関わる仕事の体験ができ、お年寄りを支えるヘルパーさんの仕事をより深く知ることができます。

<手順>

- 午前1時から午後1時までの2時間限定
- 配膳センターから届く食料の直し、盛りつけ、配膳
- 食後の食器洗いと片付け

3 インターンシップを通じて体験できること〜ゆっぴりんと自己チェック〜

A 体力・健康、生活習慣、時間通り行動すること

- お年寄りの立ち仕事、水仕事です。これをこなす体力があるかどうか。

B 職場の上昇や同僚、お客様との接し方、コミュニケーションの取り方

- お年寄りとお年寄りとの接し方、自分から「こんにちは」「お食事ですよ」と声をかけることができるかどうか。認知症のお年寄りもいるので、やさしく接することができるかどうか。
- わからないときには、勝手に自己判断することなく「教えてください」「これでいいですか」と聞くことができるかどうか。「はーい、えーい」ができるかどうか。

C 仕事の段取り、優先順位の付け方、スムーズに仕事をこなすための工夫

- 配膳は、細かいものは細かい、大きいものは大きめに提供するのが理想です。そのために、段取りを考案することができるかどうか。
- デイサービスでのお年寄りの過ごし方を理解して、それに合わせて配膳することができるかどうか。
- 体の自由が利かないお年寄りもいるので、一人一人が食べやすいように配膳することができるかどうか。

D 職場で感じる喜怒哀楽、ストレスと付き合える

- 食事を運ぶお年寄りもいます。お年寄りの気持ちを想像して、「なぜ嫌がるのか」と考えることができるかどうか（一人で考えるのは難しいので、ヘルパーさんと考えましょう）。
- 毎朝、「今日の費用・報告する指示」を決めます。困ったときに、その人に相談できるかどうか。スピーチや感想を求められたとき、自分の気持ちを話せることができるかどうか。
- 現場で相談しづらいときは、インターンシップを紹介した支援員に相談できるかどうか。

E インターンシップの次のステップ、次のステップに挑戦すること

- このインターンシップを通じて、①食品を扱う経験、②介護現場での経験、を積むことができます。
- 食品を扱う職場は、とても幅広くあります。給食を出す学校・病院・介護事業所、食堂・レストランなどの飲食店、仕出し店・弁当店・配膳センター・スーパーの惣菜部門などもあります。
- この経験を踏まえて、現場の仕事に興味をもったならば、現場の現場で3年間働くことで、調理師の免許にチャレンジすることもできます。
- 介護の仕事に興味をもったならば、求職支援訓練を利用して、介護職員初任者研修を受けることで、介護ヘルパーとして働く方法もあります。介護福祉士、ケアマネージャー、社会福祉士などの資格を取ることでキャリアアップを目指すこともできます。

# 就労体験シートの活用（見本）

窓口で、仕事や就労の悩みが話題になった方へ案内してください

**履歴書の要らない求職準備から始めよう**  
**体験シートA** を利用して適職さがし  
 担当：〇〇市役所 〇〇〇課

この体験プログラム（シート）は、就労に向けた相談や支援が必要な方向けに実施しています。職業体験では、「働く」「働き続ける」上で問われる「就労の基礎」（対人スキルや仕事の段取り力、感情・不安のコントロール方法など）のほか、自分の得意、苦手などを見直したり、自信を付けたり、実際の職場・仕事の中で、就労に向けた準備を行います。自身の気持ちやめざす職種などを確かめるためチャンスにもしていただきます。

**施設にいらした方で、以下のようなことが話題になったら体験シートを使って相談窓口を案内してみてください。**

⇒本人や友人、家族について、次のような話題が出たら・・・

**市スポーツ施設をグループで使用している若者たちが、「〇〇君、仕事を辞めて、求職活動で苦戦しているみたい」という会話をとらえて、「最近、そんな悩み、多いですね。大変ですね。ところで市ではこんな相談やサポートもしていますから、ぜひ利用してください。」**

〇〇市役所は、仕事や就労の相談を受けて、応援しています。担当は〇〇〇課です。

就労の相談を利用される方には、雇職期間が長い方、めざす職種をはっきりさせたい方、面接などの求職活動が苦手な方、職場の人間関係をどうすればいいか不安な方など、いろいろな悩みを持った方がいます。生活福祉課では、就労のこと、心身のこと、孤独や孤立といったことが原因で、生活の不安や困難の恐れなどを感じている方に、相談のほか、就労に関しては、就労準備の講座や企業見学、就労体験、そして職業紹介などの支援を行っています。体験プログラムに関心のある方、ご本人のほかご家族、友人等にご案内してください。

**関心のある方、希望者に案内していただきたいこと**

- ◆この体験シートをお渡しして、担当の相談窓口へ連絡するように伝えてください。その場ですぐに連絡したいでも結構です。
- ◆連絡をいただくと、相談の日程を決めて、体験プログラムの詳しい内容を説明するとともに、就労に関する悩みや心配ごとをお聞きして、就労の準備などをご相談します。

**問い合わせ先**

- ◆〇〇市役所 〇〇課（自立相談支援相談） 担当：〇〇
- ◆TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- ◆受付時間 月～金曜日（祝・休日、年末年始除く）午前8時45分～午後5時15分

民生委員の方へ。仕事や就労の悩みのある方に案内してください

**履歴書の要らない求職準備から始めよう**  
**体験シートB** を利用して一歩を  
 担当：〇〇市役所 〇〇〇課

この体験プログラム（シート）は、就労に向けた相談や支援が必要な方向けに実施しています。職業体験では、「働く」「働き続ける」上で問われる「就労の基礎」（対人スキルや仕事の段取り力、感情・不安のコントロール方法など）のほか、自分の得意、苦手などを見直したり、自信を付けたり、実際の職場・仕事の中で、就労に向けた準備を行います。自身の気持ちやめざす職種などを確かめるためチャンスにもしていただきます。

**地域で、以下のようなことが話題になったら体験シートを使って相談窓口を案内しててください。**

⇒本人や友人、家族について、次のような話題が出たら・・・

**「〇〇さんの息子さん、優秀な人なのに、就職活動で苦悶されているみたい、お母さんも悩んで・・・」という会話をとらえて、「最近、そんな悩み、多いですね。ところで市では（体験シートを見せながら）こんなサポートもしているみたい。安心して求職活動できる方がいいでしょう。ぜひ案内してみてください。」**

〇〇市役所は、仕事や就労の相談を受けて、応援しています。担当は〇〇〇課です。

就労の相談を利用される方には、雇職期間が長い方、めざす職種をはっきりさせたい方、面接などの求職活動が苦手な方、職場の人間関係をどうすればいいか不安な方など、いろいろな悩みを持った方がいます。生活福祉課では、就労のこと、心身のこと、孤独や孤立といったことが原因で、生活の不安や困難の恐れなどを感じている方に、相談のほか、就労に関しては、就労準備の講座や企業見学、就労体験、そして職業紹介などの支援を行っています。体験プログラムに関心のある方、ご本人のほかご家族、友人等にご案内してください。

**関心のある方、希望者に案内していただきたいこと**

- ◆この体験シートをお渡しして、担当の相談窓口へ連絡するように伝えてください。その場ですぐに連絡したいでも結構です。
- ◆連絡をいただくと、相談の日程を決めて、体験プログラムの詳しい内容を説明するとともに、就労に関する悩みや心配ごとをお聞きして、就労の準備などをご相談します。

**問い合わせ先**

- ◆〇〇市役所 〇〇課（自立相談支援相談） 担当：〇〇
- ◆TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- ◆受付時間 月～金曜日（祝・休日、年末年始除く）午前8時45分～午後5時15分

# 企業紹介シートの活用（見本）

〇 豊中市

ものづくり企業で働こう！

仕事と出合おう  
with  
とよばか

自分に合った仕事が見つからない。  転職活動が不安…。  
 ものづくり企業で働いてみたい。  求人票では仕事のイメージがわいてこない。  
 できるかどうか体験してみたい。

そんな悩みを解消し給える1か月、F&Eのものづくり企業で働こう！のコンセプトで企業見学や見学相談に自己分析して面接力を養えるセミナー、個別の訪問相談、そして実際の仕事を体験できるミニインターンシップと多様なプログラムを用意しました。  
 プログラムの選択は自由！この機会に豊中市と一緒に「with」仕事探しをしてみませんか。

平成 30年(2018年)

期間: 11月1日～30日

会場: ①企業見学会ミニインターンシップは、各企業にて開催  
 ②セミナー①②は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ(豊中市玉井町1-1-1)  
 ③その他のプログラムは、生活情報センター・くららん(豊中市北総東2-2-1)

内容: ①企業見学会  
 ②セミナー①②  
 ③ミニインターンシップ  
 ④懇親相談  
 ※プログラムの詳細は要項をご覧ください

対象: 概ね39歳までの求職者  
 参加企業: 豊中市近隣のものづくり企業 11社  
 参加費: 無料

主催: 豊中市労働政策課 くらし支援課、とよなこ就業支援サポートステーション  
 共催: 豊中市労働局

企業紹介シート

企業名	株式会社	設立	昭和54年11月
所在地	大阪府	従業員数	23名
業種	電気通信	アクセス	地下鉄 徒歩5分
特徴	大手通信会社の移動設備と電気通信工事の経験が、メンテマンとしての強みを持つ。		
求人の内容	豊富な経験が続き、全国100社の優良経営会社に選ばれている。仕事の質と待遇を伸ばす一方、個人ならではのチームワークの良さと安全意識が取り入れられている。		
求職者	①中級業務 現場で対応する電気申請の書類作成、PC操作を中心としたデスクワーク ②工事業務 現場での業務内で通信設備の検査をする。基地局業務のメンテマン業務もある。		

※面接、業務で高度で下級の求員が出る可能性あり。

<面接時の様子>  
 駅近くのビル1階にある事務所で社長と面会。経験の女性も面接された。社員は、課長などの経験者や若手などで構成している様子が目立ちている。職場の雰囲気は明るかった。  
 社員は10代の若手が多いが若いとのことだったが、業務内容は一般的なところ。待遇に丁寧に説明してくださった。面接に際して採用された社員の名前が顔紙に出てきており、社員一人ひとりの個性を強く把握している印象を受けた。

<社長からのコメント>  
 経営理念の一つに「社員には本業向上と夢を、労働者には生活を公表して社員に還元するなどの利益よりも社員生活に考えている。業務の仕組み、個人の能力を尊重しながら様々な業務で働かせる。育児支援の制度や福利は幅広くも導入してから実態についていくことで十分受け入れる。

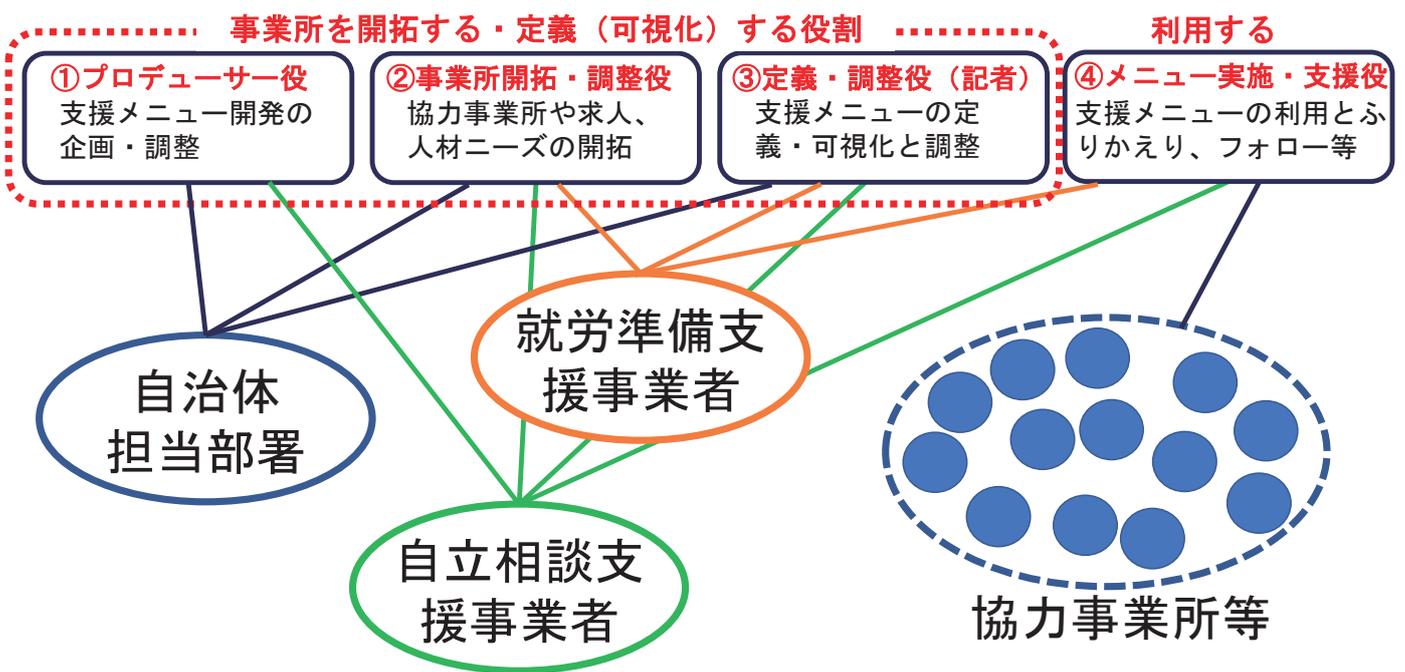
職場環境 江戸川町事務所 事務員が若いという点、社員の年齢構成が若く、P.C.で事務をこなすなど、業務の効率化を図っている。また、社員の福利厚生も充実している。また、社員の福利厚生も充実している。また、社員の福利厚生も充実している。

コミュニケーション ケーセッション 社員のコミュニケーションが活発で、社員の福利厚生も充実している。また、社員の福利厚生も充実している。また、社員の福利厚生も充実している。

キャリアアップ 長年からの経験者、若手とステップアップ、業務の幅や能力により、主眼が責任への成長が期待されている。特に、社員の福利厚生も充実している。また、社員の福利厚生も充実している。また、社員の福利厚生も充実している。

その他 過去に面接紹介がなかった社員4名、うち 1名は中級業務、3名は工事業務に転身

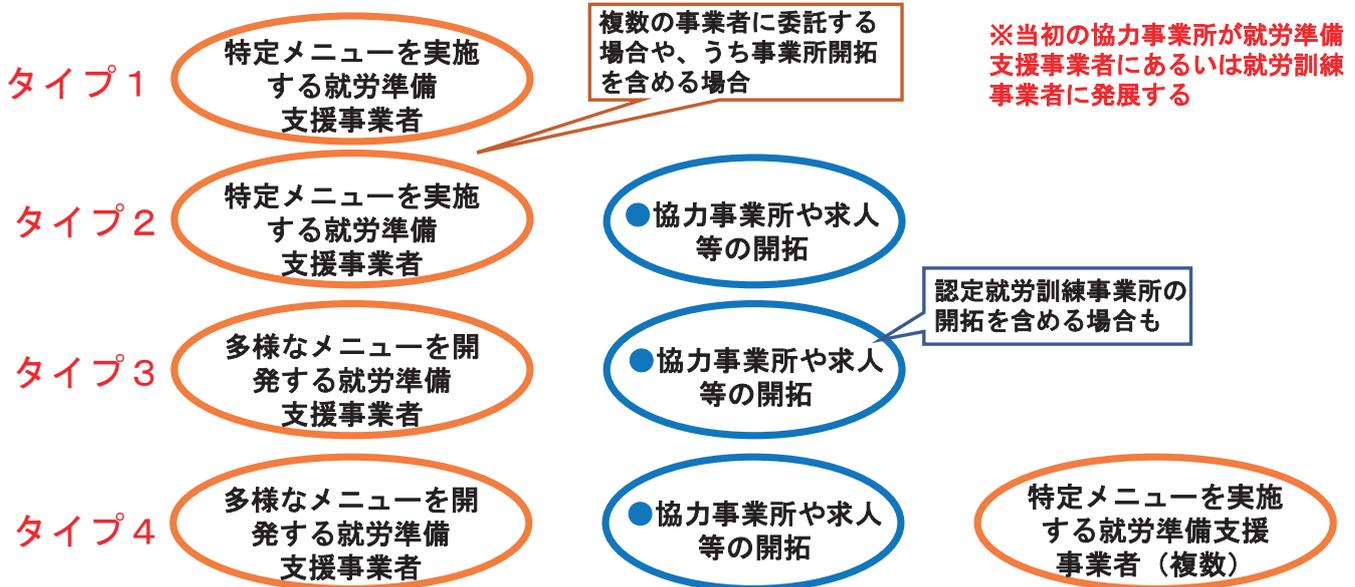
# 多様な支援メニュー ～開拓する・定義する・利用する～



## 事業委託や契約をめぐる課題(1)

調査から「事業すべてを委託している」=85%

### 1. 機能・役割と委託のタイプ



## 事業委託や契約をめぐる課題(2)

### 2. 委託する機能・役割を規定する（募集要項や仕様書）

#### ①「仕事に基づく就労準備支援」を複数の事業者に委託する（例）

- 就労準備支援事業【介護の仕事等体験事業】
- 就労準備支援事業【ものづくり等体験事業】
- 就労準備支援事業【飲食店就業等体験事業】
- 就労準備支援事業【軽作業就業等体験事業】
- 就労準備支援事業【パソコンコース】
- 自立相談支援事業関連講座【転職カフェ】
- （他の事業財源を活用した）
- 就労困難者を対象とした多様な働き方改革促進事業
- 【母子家庭の母等を対象とした国家資格等取得促進によるキャリアアップ事業】
- 【ICTを活用した精神障害者等の就業促進事業】
- 【就業経験が少ない若者等を対象とした食品加工職人等人材育成事業】

#### ②協力事業所の開拓や支援メニュー開発を委託する（例）

（目的）・ ・ 必要な社会資源の開発や連携の仕組みづくり、専門的なノウハウの蓄積をより効率的かつ効果的に実施すること・・・また、支援付き就労のネットワーク構築に寄与する。

## 事業委託や契約をめぐる課題(3)

### ③就労準備支援事業と就労訓練事業の推進を一体的に実施（委託）（例）

（目的）・・・直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者の就労支援を行うにあたり、就労準備支援事業と就労訓練事業をより効果的かつ効率的に実施し利用を促進するため、両事業を一体的に行う事業として〇〇〇〇事業を実施する

### ④事業の進め方・実施方法（仕様書に何を規定するか）

●就労準備支援事業の内容や利用を向上するため、◆支援メニューをつくる（①プロデューサー役 ②事業所開拓・調整役 ③メニューの定義・調整役）◆メニューを利用する（④メニューの実施・支援役）のうち、どの機能を重視するのか？ 体制等（予算）の関係から □就労準備事業によるケース対応をどこまで求めるか？ □事業の目標の設定？ □事業の評価を何をもって行うか？ などを検討したい

●特に、企業・事業所の開拓や支援メニューの開発・定義を進めるためには、継続した企業等との関係づくりが欠かせないため、その業務と目標（訪問企業リスト、訪問内容・企業ニーズの把握、支援メニューの開発経過等）と報告が欠かせない。

●体験メニュー等に接続する訓練付き短期バイトや就労訓練事業（雇用型）、定着支援といったプロセスを効果的に運営し、当該企業との信頼関係を築くためには「無料職業紹介の活用」を工夫することも欠かせない。

## 事業委託や契約をめぐる課題(4)

### 3. 契約の仕組みへの関心

※随契の利用（2号、3号等）の見直し

※欧州や米国では、古くから公共調達と社会政策をリンクさせてきた歴史がある。

例えば、EU「公共調達指令（2014）」は、社会的責任のある公共調達の推進を規定。（立命館大学公共政策学部 岸道雄教授）

※わが国でも、政策入札・総合評価入札（公募による2号随契）において、応札価格以外の項目の提案・評価が工夫されてきた。就労・雇用（人数等）の提案から、就労支援に関する多様な機能（事業所開拓やメニュー開発等）を求める。実施体制は、複数の事業者の共同（体）や主たる事業者による再調達（再委託）等の規定が問われる  
例えば、障害福祉サービス事業所の連携は、支援の経験や特定メニューの実績等はメリットとなるが、協力事業所の開拓や多様なメニュー開発は未知数の場合が多い ⇒ 契約方式の検討が問われる

# 就労準備支援事業と自立相談支援事業の関係

調査から「両事業を別の団体が担っている」=55.8%

## 1. 両事業の分担・連携の目的は、めざす就労支援の実現

⇒めざす就労支援は？その実現のための課題は・・・？

⇒就労準備支援にしかできないこと、期待することは何か（同事業の独自性）  
例えば、いわゆる意欲喚起の支援は・・・？

⇒例えば、「アセスとしての就労体験」は、「つくる」役割と「利用する」役割は、両事業で分担することが考えられる

⇒予算や人材等の制約を考えて、両事業の分担を考える

## 2. アンケートにあった就労準備支援の課題（多様なメニュー、豊富な協力事業所）解決が、実は自立相談支援の魅力向上、新規相談の掘り起こし（制度の利用勧奨）につながる

# 相談から就労自立までのプロセスとしての支援は・・・

※生活困窮者自立支援制度は、求職準備者に必要な支援（就労準備や就労訓練等）を事業化した・・・



# 体験等の協力事業所の確保、開拓

## 調査から「課題② 協力事業所の確保、開拓が難しい」

※相談者（求職準備者）が安心して育ち・動くための仕組みを作り直し！誰が取り組むのか？

動きずらくなっている人材（労働力）  
就労困難者・低所得層の拡大

多様な人材（労働力）が見えない・集められない企業・地域経済

ワーキング・プア  
ミッシング・ワーカー  
ニート・ひきこもり、  
スナップ（孤立無業）  
メンタルヘルス要支援者  
低所得層・・・の拡大  
生活保護の高止まり  
（捕捉率は低い）

ここをつなぐ仕組み・  
事業が関わっている

地域求人にも全国求人にも応募がない  
高い離職率  
労務倒産の広がり  
人材の偏在、東京一極集中

従来の仕組みは・・・？  
雇用システムの不全（ハローワーク利用者等の減少）  
非正規等の不安定就労の固定化・長期化・・・  
⇒就労支援ニーズの拡大

公・私システムの期待が低下している

失敗経験が重なり、信頼できなくなっている

## 企業・事業所へのアプローチ（例）

平成30年度大阪府広域就労支援事業 **資料 3-2**

### 大阪府と連携して人材確保！！

～新たなマーケティングを活用した採用活動をオススメします～

人材確保の「困った」を何とかしたい…

- 求人を出しても応募がない…
- 面接だけではミスマッチが不安…
- 採用しても人材が定着しない…

大阪府と連携した「人材確保策」を利用しませんか？

【就労体験】はこんな事業所に最適です。

- 「未経験だけど働きたい」という意欲を応援したい。
- 採用前にまずは自社との相性を見極めたい。
- 既存人材が成長、定着する職場づくりをしたい。

大阪府広域就労支援事業「就労体験」とは  
大阪府内の市町村窓口で就労相談をした人を対象に、職場体験を通して就労を目指す仕組みです。  
事業委託者のA'ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）は、就労体験にご協力いただける事業所の開発および体験生とのマッチングに係るサポートをしております。さらに就労体験の受け入れサポート、人材確保・育成に関するセミナーの開催、職場定着をサポートする専門家派遣（要相談）等の事業所向けサポートを通して、企業や事業所の皆さんを応援します。



「就労体験」で  
マッチング



働きたい、  
社会とつながりたい！

お気軽にお問い合わせください（A'ワーク創造館 TEL 06-6562-0410）

### 1 就労体験 概要

【職場見学】  
■実施期間：1日  
■実施時間：1～2時間  
■実施内容：事業所内の見学・説明

【就労体験】  
■実施期間：1週間～2週間  
■実施時間：2時間～8時間  
■業務内容：事業所内の業務全般  
もしくは一部

### 2 受入れフロー

- お問い合わせ** A'ワーク創造館にお気軽にお問い合わせください。
- 担当者訪問** 担当者をご挨拶とご相談にお伺いします。就労体験の対象業務や進め方をご提案・ご説明します。
- 受入手続き** 所定の登録用紙をご提出ください。
- 職場見学** 体験希望者に同行して職場見学を行います。
- 可否判断** 企業担当者様と担当者が就労体験可能か判断を行います。

**就労体験実施** 1週間～2週間の就労体験を行います。体験期間中は可能な限り担当者が同行します。体験後の雇用も歓迎です。

### 3 採用事例 ご紹介

【30代男性】  
専門学校卒業後に数か所の企業で働くが失業。市の相談窓口を通して就労支援を受け始めました。  
支援員との面談や職業適性検査を受けた後、高齢者サービス施設で就労体験を開始。職場担当者や支援員のサポートのもとで食料の配膳や片付け、レクリエーション補助などを担当し、10日間の就労体験後にパート採用となりました。  
採用担当者から「介護未経験ながら真面目に取り組み、この仕事の楽しさを知ってもらえた。就労体験で人柄や職場との相性を確認できたので安心して採用できました」との感想をいただいています。

お問い合わせ先  
A'ワーク創造館（大阪地域職業訓練センター）「就労体験」デスク 担当：藤、竹本  
〒556-0027 大阪府大阪市浪速区本町2-3-8  
(TEL) 06-6562-0410 (URL) www.adash.or.jp/ (e-mail) work@adash.or.jp